

《白河市からのお知らせ》

定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

回覧

令和6年分の所得税及び定額減税の実績額等が確定し、昨年度支給した「当初調整給付金」に不足があると判明した方等につきまして、不足分の支給（**不足額給付1か2**）を行います。
支給対象の見込みがある方には、案内（①お知らせ②確認書③申請書のいずれか）を発送しましたので、必要に応じて申請してください。

不足額給付1支給対象

令和7年度住民税が白河市で課税となっている方で、昨年度支給となった「当初調整給付金」と、令和6年分の所得及び定額減税の実績額等が確定し、再算定した本来給付すべき「調整給付所要額」とで不足額が生じた方

この給付金の対象となりうる方の例

- 令和5年中の合計所得額が令和6年中の合計所得額より多い場合
- 令和6年中に出産や配偶者の所得減少などで扶養親族が増えた場合

不足額給付1支給額

再算定した本来給付すべき「調整給付所要額」－昨年度支給となった「当初調整給付金」

不足額給付2支給対象

- 令和7年度住民税が白河市で課税となっている方で、原則以下のすべてに該当する方
- ・令和6年分所得税及び昨年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロであり、本人として定額減税の対象外である。
 - ・令和6年分所得税及び昨年度個人住民税において税制度上扶養親族等の対象外である。
 - ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない。
 - ・令和6年に実施された当初調整給付金は本人又は扶養親族等分として対象外である。

この給付金の対象となりうる方の例

- 青色事業専従者の方
- 事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

不足額給付2支給額

原則4万円（令和6年1月1日に国外居住者であった場合等は3万円）

「①お知らせ（支給口座の記載があるもの）」が届いた場合

お手続きは不要で、お知らせに記載された口座に支給します。

※ただし、記載されている口座を変更する場合は、届出が必要です。

「②確認書」もしくは「③申請書」が届いた場合

オンラインによる申請：確認書等に記載の二次元コードを読み取り、手続きを行ってください。

※オンライン申請でする場合は、確認書等を提出していただく必要はありません。

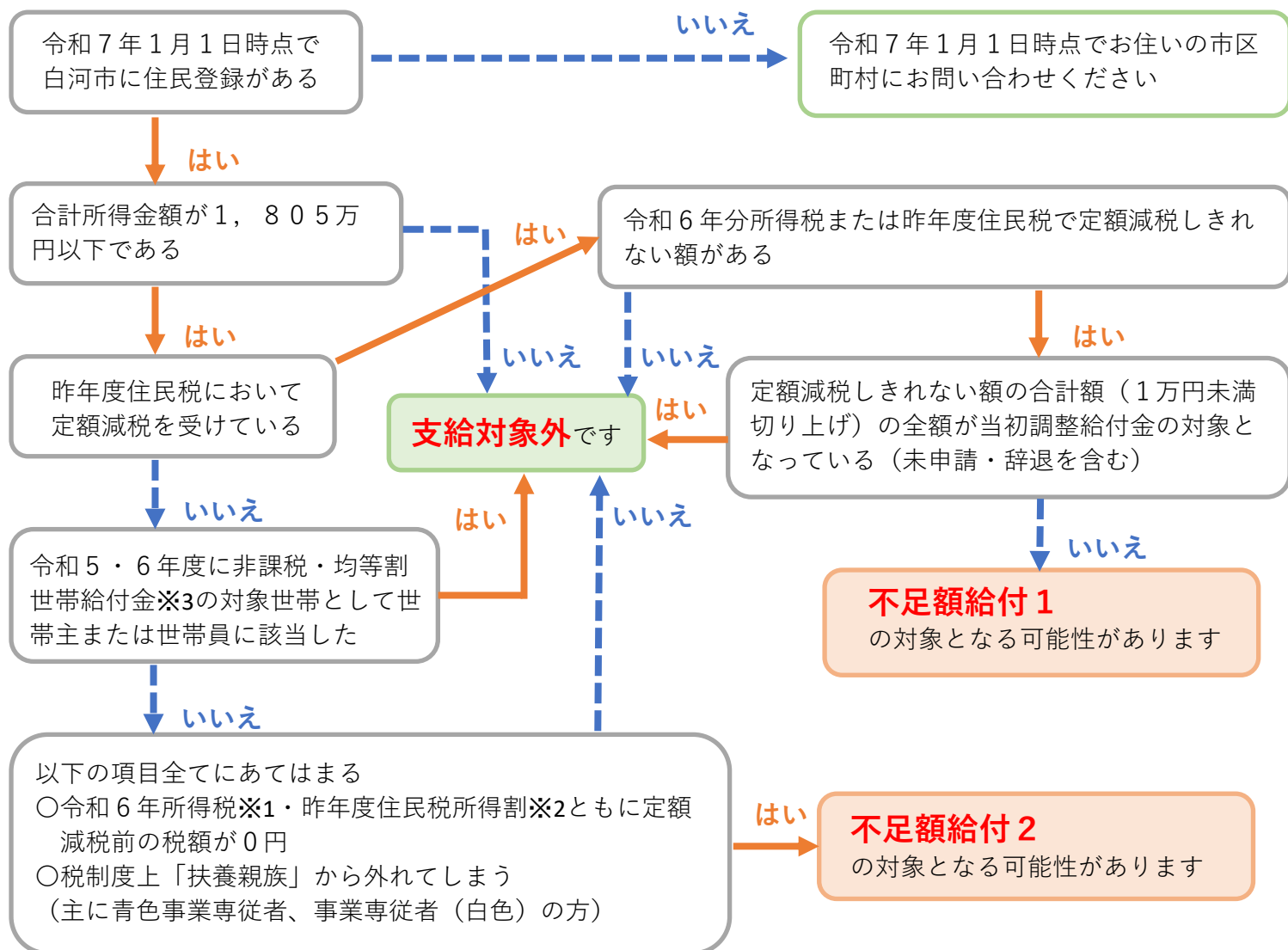
郵送による申請：確認書等の内容を確認し、提出してください。

※確認書もしくは申請書原本の提出に加え、本人確認書類の写しや口座確認書類の写しなど、同封していただく書類がございますので、届いた確認書等をよくご確認ください。

手続きの方法

▶ **「提出期限」「お問い合わせ先」については裏面をご確認ください。**

定額減税補足給付金（不足額給付）対象確認フローチャート



- ※1 令和6年分所得税額（定額減税前）は、令和6年の源泉徴収票又は確定申告書の「第一表④」の欄をご確認ください。
- ※2 昨年度住民税の定額減税前税額は、令和6年中に雇用主から又は郵送で送付された個人住民税の各種通知の「税額控除前所得割額」の欄をご確認ください。

- ※3 令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）

※対象となる可能性のある方で、案内が届かない方はお問い合わせ先にご連絡ください。

●「②確認書」または「③申請書」の提出期限

令和7年10月31日（金）※当日消印有効

※期限までに提出がない場合は、給付を受けることができません。

お問い合わせ先：白河市不足額給付コールセンター

☎ 0120-451-157 受付時間 8:30～20:00（土日祝日含む）

▶ 詳しくは、「白河市公式ホームページ」をご覧ください。

 白河市



●注意！「定額減税（不足額給付）」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用番号（#9110）にご連絡ください。